

払戻金

採用された求職者が、入社日から起算して3ヶ月以内に求職者の自己都合により退社した場合、または求職者本人の責により解雇となった場合には、乙は甲に対して当該報酬額の50%を返還する。

Rasisat 株式会社

許可番号 13-ユ-310775